平成21年度 第5回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時 平成22年3月19日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 県庁本庁舎5階大会議室
- 3 出席者

委 員:石黒委員長

石川委員、吉門委員、齋藤委員、工藤委員、野村委員、柳澤委員、寺田委員、宮昭(韓)禾昌

宮脇(健)委員

事務局:環境生活部 和田次長

環境政策課 山本室長、櫻岡主幹、道上主幹、田中副主幹、新井主査、

坂元副主査、久保田副主査

傍聴者:10名

4 事 案

- (1) 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について(再検討)
- (2) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について(再検討)
- (3) その他
- 5 議事の概要
 - (1) 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について(再検討) 別紙1のとおり
 - (2) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について(再検討) 別紙2のとおり
 - (3) その他 事務連絡

【資料】

- 1 会議次第
- 2 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価の手続経緯等(資料 1-1)
- 3 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書員会資料

(資料 1-2 事業者作成資料)

- 4 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書の手続経緯等(資料 2-1)
- 5 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書委員会資料

(資料 2-2 事業者作成資料)

【別紙1】

五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事業者説明 資料 1-2 により委員意見に対する事業者見解について説明
- (3) 質疑等
- 委員: 資料 1-2 の No23 について、窒素とりんは生活排水が主であるとのことだが、 方法書 2-16 ページの「表 2-8 一般排水に関する事項」に窒素含有量の日平均 として、現状 23.5mg/L、将来 15mg/L となっている。方法書 2-17 ページの「第 2-7 図 一般排水に係るフロー図(将来)」では、生活排水量が 160m³/日、発電 所全体が 1,140m³/日となっている。発電所全体からみれば生活排水量は約 1/10 くらいである。生活排水の窒素濃度が普通だと概ね 30~40mg/L とすると、その 他の排水においても、燃料を燃焼している関係から窒素が出てくると思う。

将来の排水の窒素含有量は 15mg/L 以下とされており、現状よりは改善されるので良い方向ではあるが、確認のため、現状 23.5mg/L から将来 15mg/L となる計算の根拠を示していただきたい。

- 事業者: 計算の根拠は、今ありませんが、将来の15mg/Lは、当社での平均的な計画値となっており、15mg/L以下になるように設備を設計することとしている。
- 委員: 一般排水に係るフロー図(将来)で、窒素の処理ができそうなところとして 「生活排水処理装置」と「総合排水処理装置」があるが、この部分も新しく設 計し直すということか。
- 事業者: そのとおりです。全く新しいものを造ります。窒素についても処理する計画 です。
- 委 員: 生活排水系以外の窒素は、どういう形態で出てくるのか、溶存態のイオンだと思うが、それをどのように処理していくのか。
- 事業者: 次回に回答します。
- 委員: 資料 1-2 の No13 の「実煙突高 59mで、それに排煙の上昇と浮力を加えて有効高さになると思うが、有効高さは 173mにならないと思う」との質問に対して、「有効煙突高 230m程度と試算」と回答しているが、計算した結果として有効煙突高は妥当であるという解釈なのか。
- 事業者: 有効煙突高の試算は、Bosanquet(ボサンケ)I式を用いて、大気安定度を中立、 風速6m/sの条件で計算した結果は、有効煙突高230mになるということです。 もちろん、気象の条件が変わってきますと、有効煙突高は変わってくるので、 あくまで、「中立」、「風速6m/s」という条件での有効煙突高です。常に230 mまで上がるということではありません。計算した結果は、このようになると いうことです。

委員: 資料 1-2 の No12 の実煙突高さが 59mで、上層気象を観測する高さが 173mとなっているが、どれくらい有効煙突高にバラツキがあるかを示していただくと、上層気象を 173mの高さで観測する妥当性も分かりやすいのではないか。

事業者: 気象条件による有効煙突高のバラツキというのは、今、データがありませんので、持ち帰らせていただきたい。なお、試算は、大気汚染防止法上の硫黄酸化物の K 値規制で使用される Bosanquet (ボサンケ) I 式を用い、同様に気象条件として大気安定度を中立、風速 6m/s を用いたものです。

委員: 現状の発電所で排出される廃棄物の主たるものは、どのようなものか。発電 所を更新することによって、排出する廃棄物の量が変わるのか、質が変わるの か伺いたい。水処理で汚泥関係が出るのではないかと考えており、あまり変わ らないと思うが教えて欲しい。

事業者: ご指摘のとおり、廃棄物としては汚泥が主たるものとなります。現状の発電所の廃棄物は、運転状況にもよりますが、単純に平均するとだいたい2t/日ぐらい排出しています。汚泥の成分としては、シリカが35%ぐらい、アルミナが13%ぐらい、酸化鉄が18%ぐらいのシルト・砂といったものです。まだ詳細設計をしていないので、将来の廃棄物がどのぐらいになるかは、不確定ですが、だいたい0.9t/日になるのではないかと想定しています。それ以外の廃棄物とすると、潤滑油や貝類の汚泥、定期点検時の廃プラチック等が多少出ると考えております。

委員: 汚泥の処理は最終処分しているのか。

事 業 者: 現在、セメント、路盤材、鉄鋼等の原料として、100%再利用しています。

委員: 資料 1-2 の No21 の悪臭のところで、「貝については一般廃棄物として搬出し」 という記述があったが、一般廃棄物として取扱われているのか。

事業者: 現状の貝については、一般廃棄物として取扱っています。

委 員: 温室効果ガスについて、燃焼で亜酸化窒素(N₂0)が出ると思うが、燃焼温度がかなり高いので、亜酸化窒素への転換率はかなり少ないと思う。どれぐらいを想定しているのか。それに対して、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素等の温室効果ガスを一定量排出する事業者は、排出量を国に報告することとなっており、できるだけ削減するようにされているが、その辺りの考え方はどうなっているか。

事業者: 現在の汽力方式に比べガスタービン方式というのは、空気を大量に投入して酸素リッチ状態で燃焼させることから、N₂O の発生は想定しておらず、NO が 85%、NO₂が 15%ぐらいと考えています。

委 員: サーマルから N₂0 が出てくると思う、微量の N₂0 が出てくることはないのか。

事業者: 持ち帰らせていただきます。

委員長: 他に意見はあるか。

各 委 員: (なし)

委員長: では、他に意見もないようなので、事業者は退室願います。

一事業者退室—

委員長: 本案件の取扱いについて何か意見はあるか。

各委員: (なし)

委員長: では、次回も引き続きこの案件について審議する。

【別紙2】

船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事業者説明 資料 2-2 により委員意見に対する事業者見解について説明
- (3) 質疑等
- 委員: 資料 2-2 の廃棄物の飛灰について、現在の焼却飛灰の処理は他所ということ だが、どのような方法で処理しているのか、焼却飛灰も溶融飛灰と同等な処理 ができるような資源化の方法なのかを教えて欲しい。
- 事業者: 今の飛灰はエコセメント化、それから溶融でスラグをつくっています。
- 委 員: 溶融飛灰も同じようにできるということか。
- 事業者: 現状の炉は流動床なので、焼却不適物は出てきますが、焼却灰という形には ならない。
- 委 員: 計画はストーカ+灰溶融方式なので、その場合は、ストーカの飛灰も、溶融 飛灰も同じようにエコセメント化するのか。
- 事業者: 南部清掃工場はストーカ炉なので、現在、南部清掃工場の焼却灰については、 焼成処理してスラグ化しているところが一か所あります。その他は、埋立処分 です。また、今のストーカの飛灰は埋立処分をしています。
- 委員: 準備書 2-18 ページの「図 2-8 処理フロー(ストーカ+灰溶融)」を見ると、ストーカのところから焼却飛灰が出て、溶融炉の溶融飛灰も出てきて、焼却飛灰に溶融飛灰を混ぜるようなフローになっている。混ざった飛灰をどのようにして資源化をされるのかが記載されてないので疑問に思った。
- 事業者: ストーカの飛灰ですと、ある程度性状が推測できますが、溶融飛灰の性状については、まだ判らないので、性状を確認して、資源化できるメーカを探して検討していきたいと思っています。

焼却飛灰については、バグフィルタを2段にするメーカ等、いろいろありますので、2段のバグフィルタの1段目を溶融するような技術提案もあります。 まだメーカが決まらないので、焼却炉の飛灰も性状を確認した上で処理をしていきたいと考えています。

- 委員: 今の説明だと、溶融飛灰に関しても、無害化処理をして埋立処分に回すという可能性もあるということか。
- 事 業 者: そのとおりです。
- 委員: 溶融飛灰の処理というのは問題が多く、困っているという話を聞いている。 準備書では資源化しますとしか書かれていないが、場合によっては埋立処分も

あると考えてよいのか。

事業者: そのとおりです。

委員: 焼却炉の施設規模や設計に関わる基本的な値、ごみ質について、ごみ質の低位発熱量を、ボンブ熱量計による実測値と、三成分値を用いた値と、現状の炉のボイラ蒸気量から推定されているが、サンプリングされた実績値は増えているのに、低位発熱量はあまり増えているという評価はされていないと思う。焼却炉の稼動状況の各測定値から推定される低位発熱量はあまり変動がないので、こちらの推定の方がよいのではないかということにしているが、この辺りは本当にこれで良いのか。

この辺りの数字が変わってくると排ガス量や CO₂ の排出量、発電量が変わってくると思う。今回、データがないが、ごみの組成とかは変わっていないのか。

実績値と焼却炉の稼動状況の各測定値から推定される低位発熱量が年々乖離 してきているという表現もあるので、低位発熱量の推定は三成分だけではなく、 組成から推定する方法もあるのではないか。

また、三成分の根拠のところで、例えばレジ袋がどうだとか、細かく設定されているが、容リプラスチックは熱量に大きく影響するので、その辺りがどうなっているか、今後どういう方向にあるのか、というところを考慮の上推定しますと、たぶん考慮されていると思うが、そのような記述があると良いと思う。

事業者: ごみ質について、カロリーが一番問題ということで、アセスメントを行う前に南北両清掃工場において、毎月2回測定データが報告されてきます。北と南に住んでいる方は同じような生活をしておりますし、事業所のごみは、一日おきに北と南に運搬しています。

清掃工場の場合は、ごみピットでサンプリングし、管理上の目的でカロリー計算を行います。そのデータを見て、少しカロリーが高いのではないかと思い、三成分と一週間連続分析を行いました。それ以降、昨年からごみの成分、原単位など調査しています。今後、最終設計に至る前までには、ある程度のデータ蓄積はできると思います。

それから、容リプラスチック、略称でその他プラと呼んでいますが、船橋市一般廃棄物処理基本計画を平成19年3月に策定しており、その中で分別収集としています。計画ではペットボトルやその他プラを除いて炉の大きさを決めて、カロリーを計算し、排ガス量を計算しています。その中でプラントメーカにより提案された最大ガス量を用いていますので、その数値を超えることはないと思っています。

委員: 準備書 7-341 ページ、「表 7-2-12.3 建設工事に伴う廃棄物の有効利用量、 処理方法等」の「※ 廃プラスチック類、石膏ボードについては、埋立処分と しているが、可能な限り資源化する。」という記載は、再資源化するのだが、 計算上は埋立処分とするということだと思うが、これは船橋市周辺で、廃プラ スチックや石膏ボードを引き取ってくれる業者がないということなのか、それ とも、すべて決まってから考えるということなのか伺いたい。

また、「その他」のところ、混合廃棄物が370tと処分量の合計と比べると割合がかなり大きいと思う。新設の場合は、材料が比較的分別しやすいので、混合廃棄物になりにくいのではないかと思うので、準備書には「分別する」とは書かれているが、もう少し強く、「混合廃棄物を減量できるような方法で建設していきます」等の記載をして欲しい。

準備書 7-342 ページの「表 7-2-12.4 既存工場の解体工事に伴う廃棄物」に「ばいじん」が出てくる。それも「特別管理廃棄物」と「普通」に分かれている。これは、既存の工場の灰ピットの中に残っているばいじん、若しくは、それが付着しているからばいじんとして処分するということか。

事業者: 船橋市は中核市なので、廃棄物関係の許認可権をすべて持っています。船橋 市内に石膏ボードの積替保管ぐらいはあると思っていますが、中間処理はない と思っています。埋立処分はありません。

私どもは廃棄物行政に携わる者なので、分けて処分することはやらざるを得ませんが、準備書に記載するとなると、絶対になる訳なので、最悪の数値を列記させていただきました。私どもも再利用するものは再利用、分けられて処分できるものは処分するという姿勢は持っています。最大限努力はさせていただきます。

「ばいじん」については、次回回答します。

委員:「溶融不適物」というのは、どのようなものか。

事業者: 焼却灰の中に、鉄分等であれば磁性で取れますが、それ以外に石等が入って くる場合もありますので、石やレンガが溶融不適物となり、溶融炉には入れな いということです。

委員: チョウゲンボウについて、資料 2-2 の鳥類調査のところで、「ラインセンサス法」、「任意調査法」、「夜間調査法」のことが書かれているが、これは「・・調査法」ということではなくて、「夜間調査」、「任意調査」で良いということを指摘したかった。

それでラインセンサス、ポイントセンサスでは、量的な結果が出るということだが、それは準備書のどこに示されているのか。

事業者: 準備書には入っていないので、後日提出いたします。

委員: 資料 2-2 のチョウゲンボウの代償措置のことだが、コナラ林が少し削られる という話で、「減少について、対象事業実施区域に約 11,600 ㎡の緑地を整備し」 と書いてあるが、この緑地の中身については、どこに示されているのか。

緑地の場所としては、書かれているが、内容については、どこに書いてあるのか。

事業者: 後日、回答します。

委員: 資料 2-2 の別紙の資料 9 ページに、チョウゲンボウの代替巣が描かれていて、 少し具体的になってきた。箱は大体 50cm あるわけですね。煙突に付ける案と、 建物の壁面に埋め込む案とある訳だが、煙突に 50cm の出っ張りを付けたなら、前回の委員会の質疑にあったように、煙突から出るプルームに影響を与えるのではないかという心配もあるので、建物の中に埋め込んでいただく方がよい。

その時に、例えば6階建ての建物の5階部分に真下まで何もない状況なら良いと思うが、3階建ての建物に3階を足しているような場合は、5階に付けるのも2階に付けるのもほとんど変わらない効果なので、下まで真直ぐの5階建てなら5階建ての高さをしっかり確保できる場所を選定して欲しい。そういうことでいうと、巣の直ぐ前に林があるというのもチョウゲンボウには良いことではない。同じように高い物が目の近くに来るということなる。だいたい野生のものは、海岸の崖とか、河川の崖で、前は100m、200m、もっと先まで開けている崖なので、まわりに林があるようなところは選ばない方が良いと思う。

それから、この案だと庇があるが、庇の上にハヤブサやカラスが来て留まったりすると、それだけで終わるので、そういうものが留まれない形状のものを考えて欲しい。

また、巣の中にもみ殻を敷くような話だが、生物的な材料だと毎年無くなってしまうと思う。事業者が毎年1月になったら、もみ殻を入れる作業が必要になってしまうので、材料を工夫して欲しい。

事業者: 煙突の構造は、2 重になっていて、外筒は四角で、内筒は丸い鋼管煙突ができますので、外筒の外に巣を付けるのではありません。

南部清掃工場の煙突の外筒に明り取りがあります。そこを巣にしようかと考えており、煙突の方が構造的に作りやすいと考えています。

委員: では、巣の設置場所の煙突の構造を示して欲しい。

事業者: 庇について、現在の営巣地についても庇が付いている状況で、カラス等がやってきて、ちょっかいを出すような行動は見られています。ただ一方で、庇の平らな部分を使ってチョウゲンボウが餌を食べたりという使い方をしている部分もあります。それから、巣の庇以外にも、屋根の縁のところにカラスが来たりしているので、庇の形状については検討させていただきますが、ある程度はチョウゲンボウの力にも頼りたい、現状でもそういう状況で営巣していると報告しておきたいと思います。

それから、もみ殻について、これは専門家の先生からのアドバイスによるところですが、巣が作りたてで何も無い状況であると、チョウゲンボウが自分で巣材を持ってきて、少し敷設してということをしなければなりません。なるべく早く代替巣に入ってもらうための一つの手段として、最初はもみ殻を敷いてはどうかということです。その後の巣材については、チョウゲンボウがペリットを吐くなり、自分で持ってくるなりして対応するだろうということです。

委 員: そういう材料もあるとは思うが、チョウゲンボウは地面に直接、卵を産める ので、保温のところを厚めにするのがよいと思う。そのためのもみ殻だと思う が、それを粒径が 1cm ぐらいの園芸用の土があると思うが、そういうものが利用できるのではないか、水はけやある程度保温のこともあるので、使えるのではないかと思っている。

事業者: 相談させてください。

委員: 資料 2-2 の温室効果ガスのところだが、これは本来方法書の段階で、工事のところの温室効果ガスについて言及しなかったのは委員会の責任かも知れないが、回答の「供用開始後の定常状態になる時期の1年当たりの排出量」となると、これは清掃工場から出る温室効果ガスのみということになる。

例えば、施工時には、森林伐採や工事用車両の二酸化炭素が排出される。供用時だけとなると全く施工時の温室効果ガスについては評価されないことになる。新清掃工場が完成した後には、緑地をつくるので、当然緑地による二酸化炭素吸収もあると思う。政府が温室効果ガスを25%削減という目標を掲げている時代に、これはあまりにも大雑把な評価の仕方なのではないかという感想を持っている。

事業者: ご指摘の部分も考慮しなければいけないとは思いますが、このアセスメントは千葉県環境影響評価条例に基づくもので、その技術指針に則り供用後1年間の排出量として算出しました。工事用車両については、できるだけ排ガス規制に適合している車を使用するとか、建設工事においても排ガス対策の建設機械を使うといった配慮を行い、できるだけ温室効果ガスを排出しないようにしたいと思います。

委 員: 資料 2-2 の別紙、資-5 ページの行動圏解析結果について、毎年の 2 年分の記録が書いてあって、これはこれで分かりやすくなった。

H20 年繁殖期の改変面積として、「最大行動圏」、「95%行動圏」、「高利用域」としてそれぞれ 6ha、「営巣中心域」のところが 2.7ha になっている。この数値の違いは何か。

事業者: 例えば、資-6ページの図2-1を見ていただきたいと思います。こちらに行動圏の面積及び行動圏を載せておりますが、一番色が濃い部分が営巣中心域となって、緑色で着色してある事業実施区域が営巣中心域にかかる部分として2.7haということになります。「高利用域」、「95%行動圏」、「最大行動圏」のところが6.0haとなっていますが、それは今回改変する面積とさせていただいております。

委 員: 説明としては分かるが、納得はしない。

委員長: その辺りは研究願います。

委員: 準備書 7-349 ページの「表 7-2-14.4 温室効果ガスの排出量予測結果」のごみ焼却の温室効果ガス、 N_20 と CH_4 の地球温暖化係数が逆になっている。温室効果ガスの名称を入れ違えたのか、係数の方を間違われたのかを確認願いたい。

事業者: 地球温暖化係数を間違えました。CO。排出量は正しい。訂正させていただきま

す。

委 員: それと関連するが、資料 2-2 の窒素酸化物の排ガス処理対策のところで、N0とアンモニア (NH_3) を化学反応させて、 N_2 に変換させるということで、基本的にこの化学反応式でいくと思うが、100%このようにはならないと思う。たぶん、装置の仕様書だと「何%ぐらいで N_2 になる」としか書かないと思う。一部が不完全な反応で N_2 0 になると思う。NOx の濃度を 50ppm で排出されて、排ガスの総量を考えると、0.1%ぐらいの変換率でも相当量の N_2 0 になるのではないかと計算されるので、その辺り、この計算でよいのか確認して欲しい。

事業者: 検討させていただきたい。

委 員: 資料 2-2 の別紙、資-1 の沈殿槽の貯留容量等の検討について、降雨強度の考え方だが、3mm/時でよいと思うが、千葉県が指導する際に「確率年を考え、ある程度降雨強度を考えてしっかりやってください」というのか、それとも昨年の平均降雨強度からだいたいこれくらいだろうという値でいいのかどうかだが、事務局どうか。

事務局: 少し大きな面開発の場合は、今回の考え方とは違います。今回の場合は実際に裸地になる面積が小さいと聞き及んでいますので、この日常的な降雨量を検討していただき、問題がなければ良いと考えています。

委 員: 面整備事業環境影響評価技術マニュアルがどの程度オーソライズされたもの か分からないが、気になるところがある。

この検討の仕方、例えば土粒子の沈降の試験をやるときは、簡易的に水の流れがない状況で土粒子の沈降を見るが、実際に沈殿槽を運用しようとすると、水の流れがある中で土粒子が沈降していくことを考えなければならない。

通常は、水面積負荷という考え方で、全体の滞留時間だけではなくて、沈降速度をとらえて、沈殿槽への流入量を水の投影面積で割って、その負荷を考えるのが普通という感じがする。滞留時間が9時間で良いというのも、沈殿槽の構造が細長いタイプなのか、横に広いのかによって沈殿効果が違ってくることを考えると、最終的にはそれ程大きく影響はしないと思うが、評価書に載せるのであれば、もう少し厳密に検討したらどうかと思った。

事業者: 詳細な施工計画を検討していないので、全体でどの程度の貯留容量が必要になるのかの検討の一部として、今回提出させていただきました。今後、実際に工事に当たっては、沈砂池を段階的に設置するなどを考慮しながら設計していきたいと考えています。

委員: 資料 2-1 の煙突の形状について、角型の煙突外筒の中に円形の煙突内筒が3 本入ることとしているが、そのメリット等について説明願いたい。

事業者: ダウンウォッシュなどの短期高濃度を考え、排出速度を一定にするために各 炉に対して排出口が一つという考え方としています。灰溶融炉の排ガスはどれ かの1本に入るので、1本だけはそれ以上の排出速度にはなります。1炉運転、 2炉運転になった時に、集合煙突ですとガス量が少なくなってしまい排出速度が 低くなってしまうので、ダウンウォッシュなどが発生しやすくなり、地上に対する影響がよろしくないと考えています。

委員: 資料 2-2 の昆虫の質問について、視察をした時に、周辺に同じような環境があることを確認しているので、この回答は十分理解できる。ただ、樹木が伐採され、そこに工場が建設されるので、その時、そこに生息している昆虫や小動物は、当然駆逐されてしまう。その昆虫や小動物は殺されてしまうのではなくて、周辺の他の地域に逃げていけるような配慮が考慮される事業にして欲しいと思った。

この清掃工場は、シンボリックなチョウゲンボウについても、いろいろなこと、代替巣等を考えているし、昆虫や小動物についても、そういうことを考慮しているということをアピールできるような事業にして欲しいと思う。

事業者: 樹木の伐採時期は考慮したいと思っていますが、やはり工程から、昆虫などについて、絶対にお守りしますとは言えませんが、努力させていただきます。

委員長: それでは、ご意見、ご質問も出し尽くしたようなので、続いて、重要な動植物に関する非公開にする部分の審議に移りたいと思う。傍聴者の方は一旦、退席願いたい。

-傍聴者退室-----

(4) 事業者説明 非公開部分について委員意見に対する事業者見解等を説明

(5) 質疑等

委員: オオタカ(a)については、毎年の行動圏解析をしているが、オオタカ(b)の方は解析されていないということだが、事業地からどのぐらい離れてオオタカの飛来があるかということが必要なので、それを見るのは、A3版の資-6ページで分かるのかも知れないが、これだけきちんと調査された結果を、このままにしておくのは勿体ない話である。ちょっと出現の頻度を図式化していただければよいので、この事業地が両方のオオタカの行動圏の境目に位置しているらしいということが皆さんにもっとはっきり分かってもらえるのではないかと思うので、もう一工夫して欲しい。

それから、オオタカ(a)の方で、平成20年度と21年度で、全体で使っている 面積が21年の方が半分くらいの面積となっている。これは何か理由があるのか。

事業者: オオタカ(b)の方につきましては、実際には事業地から km 程度離れた場所で営巣していました。方法書に記載したとおり、「対象事業実施区域から 1.5kmの範囲内のものを対象として調査します。」ということで、調査をしましたので、オオタカ(b)の方は営巣地を取り囲んで調査をしているわけではなく、繁殖状況を一定点から確認していた調査なので、オオタカ(a)と比較して、解析データ数として同等のものではないことを前提としてとして作成させていただきます。

面積のことですが、これは純粋に調査した結果ですので、コメントが難しい

ところではありますが、オオタカ(a)については、 の方から北西側の の周りに草地等があるのと、 が並んでいるので、その に留まって、そこから狩りを行うというような生息の状況がよく見られています。たまたま平成 21 年の繁殖期については、そこに集中して行動が見られた結果、行動圏が 細長い形になっているということです。

委員: そんなことがあると、雄が代わっているとかという話は出てこないのか。

事業者: 目視で確認している限りでは、雄の個体は同じ個体であったと考えています。 営巣していた位置についても、平成20年、21年は同じ巣を使っていたとい うこともあります。平成19年に調査をしていた際には、もう一つ北側の方で営 巣していました。この3年間目視で見る限り同じ個体が営巣していたと考えて います。

委員長: 他に意見はあるか。

各委員: (意見なし)

委員長: それでは、意見も出し尽くしたようなので、事業者の方は退室願いたい。

------事業者退室-------

委員長: 非公開部分の質疑応答が終わったので、まとめに入りたいと思う。事務局は 傍聴者の再入室を願います。

委員長: 本案件の取扱いについて何か意見はあるか。

各委員: (意見なし)

委員長: 特に意見もないので、次回も引き続きこの案件について審議する。それでは

本日の審議を終了します。

----以上----